

審 査 基 準

令和 4 年 3 月 15 日 作成

法 令 名	銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項	第 9 条 の 1 6 第 1 項
処 分 の 概 要	クロスボウ射撃資格の認定
原権者（委任先）	愛知県公安委員会
法 令 の 定 め	<p>銃砲刀剣類所持等取締法第 4 条の 2（許可の申請）、第 5 条第 1 項・第 5 項（許可の基準）、第 9 条の 1 6 第 1 項・第 2 項</p> <p>銃砲刀剣類所持等取締法施行令第 8 条（銃砲等又は刀剣類の適正な取扱いに支障を及ぼすおそれがある病気）</p> <p>銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第 1 条（届出及び申請の手続）、第 9 条（申請書の様式等）、第 1 0 条（申請書に添付する医師の診断書）、第 1 1 条（申請書の添付書類）</p> <p>暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則</p>
審 査 基 準	別紙のとおり
標 準 処 理 期 間	3 0 日（行政庁の休日は含まない。）
申 請 先	申請者の住居地又は法人の事業場の所在地を管轄する警察署の生活安全課窓口
問 合 せ 先	愛知県警察本部 生活安全部 保安課 銃砲危険物係 電話 052-951-1611 内線3176
備 考	